

## IMO 第 77 回会合海洋環境保護委員会 (MEPC 77) 主な審議予定事項

### 1. 国際海運の気候変動対策

#### (1) 国際海運からの GHG 排出削減目標

IMO は 2018 年に「GHG 削減戦略」を採択し、①2030 年までに CO2 排出量 40% 以上削減（輸送量あたり、2008 年比）、②2050 年までに GHG 排出量 50%以上削減（2008 年比）、③今世紀中なるべく早期の排出ゼロ、という目標を設定しています。

「GHG 削減戦略」は 2023 年に改定することとなっており、今次会合から改定に向けた議論が開始されることとなります。

我が国は「GHG 削減戦略」の改定に際して、「2050 年までに GHG 排出を全体としてゼロ（2050 年カーボンニュートラル）」を新たな目標として掲げることを、先月既に、米国、英国、ノルウェー及びコスタリカと共同で提案しています。

また、今次会合では、キリバス、マーシャル諸島及びソロモン諸島より、「2050 年までに GHG 排出ゼロが必要であること」を本委員会の決議として採択することが提案されており、我が国もこの決議案が重要であるとして米国・英国等と共同で支持を表明しており、その採択に向けて各国と前向きに議論を進める方針です。

#### (2) 国際海運からの GHG 排出削減に向けた更なる対策

国際海運からの GHG 排出削減を進めるためには、化石燃料を使用する従来型の船舶から低・脱炭素燃料を使用する船舶への代替を促進するための更なる対策の導入が必要であり、「GHG 削減戦略」では、市場メカニズムに基づく経済的手法 (MBM: Market Based Measure) といった対策を、今後検討することとなっています。

本年 6 月に開催された MEPC76 では、新たな対策を構築するための今後の作業計画（ワークプラン<sup>※</sup>）が合意され、まず、フェーズ 1 として、来年春に開催予定の第 78 回海洋環境保護委員会までに、各国が具体的な対策を検討し提案することとなっています。

※ワークプラン

フェーズ 1（2021 年～2022 年）：各国が対策案を検討し、IMO へ提出。IMO は各国提案の比較、初期検討。

フェーズ 2（2022 年～2023 年）：更に検討を進めるべき提案の選別・優先順位付け。

フェーズ 3（2023 年～）：優先順位付けした提案について検討を進め、制度案として具体化。

今次会合では、以下の対策案が提出されており、各国よりこれらに対する意見が述べられることとなります。

- ・ GHG 排出量に応じて課金（1 トン当たり 100 ドル）する制度を創設し、集めた収益の半分以上を途上国支援に活用する提案。（マーシャル諸島及びソロモン諸島による共同提案）
- ・ GHG の排出強度規制（年間の GHG 排出量（単位エネルギー当たり）を一定値

以下に規制するもの)及び排出量取引制度を両方導入する提案。(ノルウェーによる提案)

我が国としては、経済的手法については、費用負担に予見可能性があり、かつ、集めた資金が研究開発や代替燃料と既存燃料との価格差補填など国際海運のGHG排出削減に活用されるような経済的手法を導入することが必要であることを主張する方針です。

### (3) IMO 研究開発ファンド (IMRF: IMO Maritime Research Fund)

本年6月に開催されたMEPC76において、我が国を含む10か国及び国際海運団体9団体が共同で、燃料消費量1トン当たり2ドルの拠出を義務づけ、集めた資金で海運の脱炭素化のための研究開発・実証を支援する国際ファンド(IMRF)の創設を提案しました。

MEPC76での審議時間の制約により今次会合でも引き続き議論する予定となっていますが、MEPC76では、拠出額が低すぎるという意見や、拠出を義務づけることによる途上国への悪影響など、本制度構築への慎重な意見も出されていました。

## 2. その他

### (1) 船舶からの海洋プラスチックごみ対策関係

海洋プラスチックごみは、国際的な環境問題として関心が高まっています。このうち、船舶からのプラスチックごみの投棄は、海洋汚染防止条約附属書Vの規則により全面禁止されていますが、2018年10月のMEPC73において、規制の実効性を強化するため、海洋プラスチックごみ対策として、廃棄物記録簿備え付け義務の対象拡大や漁具流出防止対策の検討等を盛り込んだ「アクションプラン」を決定しました。

今次会合では、アクションプランの実施に向け、各種対策の検討スケジュール等を含むプラスチックごみ対策に関わる包括的な戦略策定等について審議が行われます。

### (2) 船舶バラスト水規制管理条約関係

2017年9月に発効した船舶バラスト水規制管理条約に基づき、バラスト水<sup>\*</sup>に含まれる外来生物の海域間の移動を防止するため、外航船に対してバラスト水処理装置の搭載等が義務付けられています。条約の発効から2022年までの間は、条約の履行状況を把握し、その見直しに生かすための経験蓄積期間とされています。

今次会合では、コロナウイルスの影響により履行状況の把握が遅れたことを踏まえて経験蓄積期間を2024年まで延長することや、水質に問題のある港湾におけるバラスト水処理装置による処理が困難な場合の装置の運用方法等について審議が行われます。

<sup>\*</sup>バラスト水：船舶の安定性を保つために荷物量等に応じて「重し」として出し入れする海水

以 上